

【資料 3】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 1 月 30 日
第 5 回施策審議会資料

第 3 次新潟市障がい者計画（案）

目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	基本理念および基本目標	2
4	計画の期間	3
5	障がいのある人とは	3
6	計画の構成	4
7	新潟市における障がいのある人の状況	6
8	新潟市における障がいのある人のニーズ	14

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1)	相談支援体制の充実	18
(2)	在宅サービスの充実	20
(3)	経済的な支援	21
(4)	サービス基盤の充実	22
(5)	地域生活を支える人づくり	23
(6)	スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援	23
(7)	情報提供・コミュニケーション支援の充実	24

2 保健・医療・福祉の充実

(1)	障がいの予防と早期の気づき・早期の支援	25
(2)	医療およびリハビリテーションの充実	27
(3)	精神保健と医療施策の推進	28

3 療育・教育の充実

(1)	就学前療育の充実	29
(2)	学校教育の充実	30
(3)	放課後等活動の充実	31

4 雇用促進と就労支援

(1)	雇用促進と一般就労の支援	32
(2)	福祉施設等への就労の支援	33

5	生活環境の整備	
(1)	住宅環境の整備	34
(2)	安心・安全なまちづくりの推進	34
(3)	防災対策および災害時支援体制の推進	35
(4)	防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済	36

6	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進	
(1)	障がいを理由とした差別の解消の推進	37
(2)	権利擁護の推進	37
(3)	障がいと障がいのある人に対する理解の普及	38
(4)	福祉教育の推進	39
(5)	ボランティア活動の支援・推進	39

第3部 計画の推進に向けて

- 1 庁内の協力体制
- 2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- 3 計画の推進

「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、この計画を含めて、原則的にひらがなで表記することとしました。ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「新潟市障がい者計画」、平成24年4月に「第2次新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んできましたが、障がいの重度化・重複化、障がいのある人本人や家族等の高齢化が進むなどの課題も生じています。

また、これまでに障がいのある人に関する法制度も大きく変化しており、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約が平成18年12月に国連総会において採択されてから、国は条約の締結に向け、労働・教育・福祉など様々な国内法の整備が行われました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、同年8月には「障害者基本法」の改正があり、平成24年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、同年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

さらに、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定が行われました。

障害者権利条約に日本が批准し、平成26年2月19日より条約が日本において効力を生じることになったことにより、障がいを理由とする差別の解消などが進むと期待されますが、本市においても、共生社会の実現を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねています。

こうした障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理、広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

3 基本理念及び基本目標

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会をつくるためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を排除し、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第 3 次計画においては、「地域生活の支援体制の充実」、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ、保健、医療、雇用、教育などの総合的な連携のもと、自立した地域生活を支援する施策を推進し、全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制の充実などを図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持および増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間（第 3 次計画）とします。ただし、法律の改正等があった場合には、計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 障がい者のある人とは

この計画の「障がいのある人」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、あるいは、てんかん、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がいのある人」ととらえます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

6 計画の構成

障がい者計画の構成は、次のとおりです。

総 論	
【基本理念】 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。	
基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	1 地域生活の支援 (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援 (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実
	2 保健・医療・福祉の充実 (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進
自立の実現に向けた支援と 療育・教育の充実	3 療育・教育の充実 (1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実
	4 雇用促進と就労支援 (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援

地域社会の障がいに関
する理解の促進

5 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 防災対策および災害時支援体制の推進
- (4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とした差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及
- (4) 福祉教育の推進
- (5) ボランティア活動の支援・推進

計画の推進に向けて

- (1) 庁内の協力体制
- (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3) 計画の推進

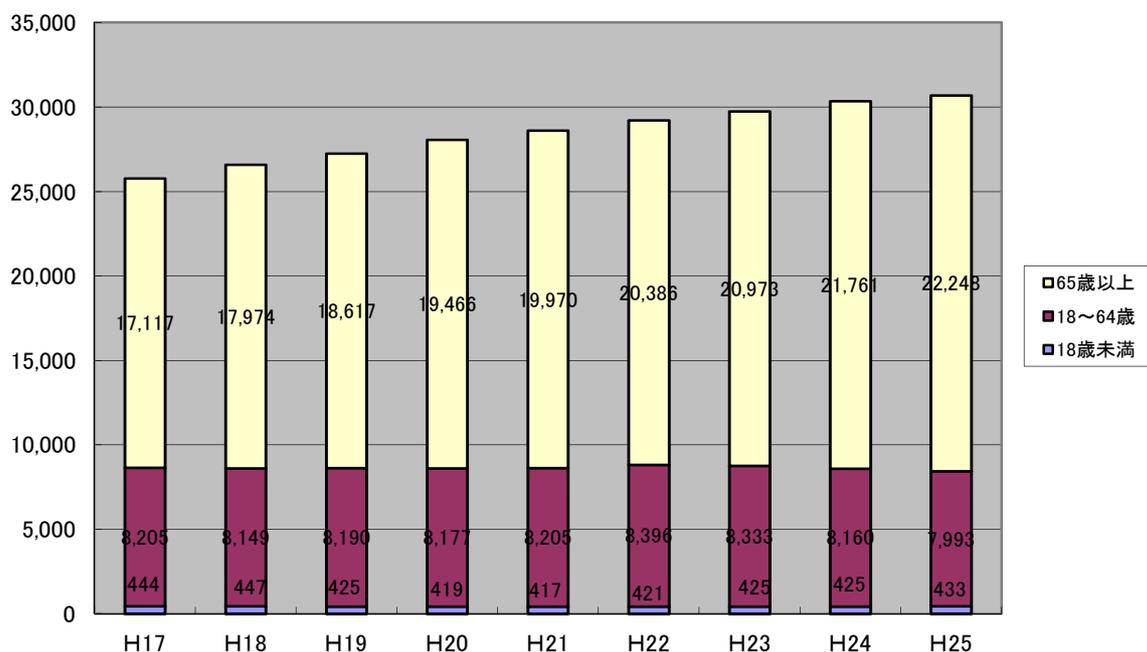
7 新潟市における障がいのある人の状況

【身体障がいのある人】

①身体障害者手帳所持者の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、65歳以上の高齢者が70%以上（H25年度）を占めており、徐々に高齢化が進んでいます。

図表1-1身体障害者手帳所持者の推移



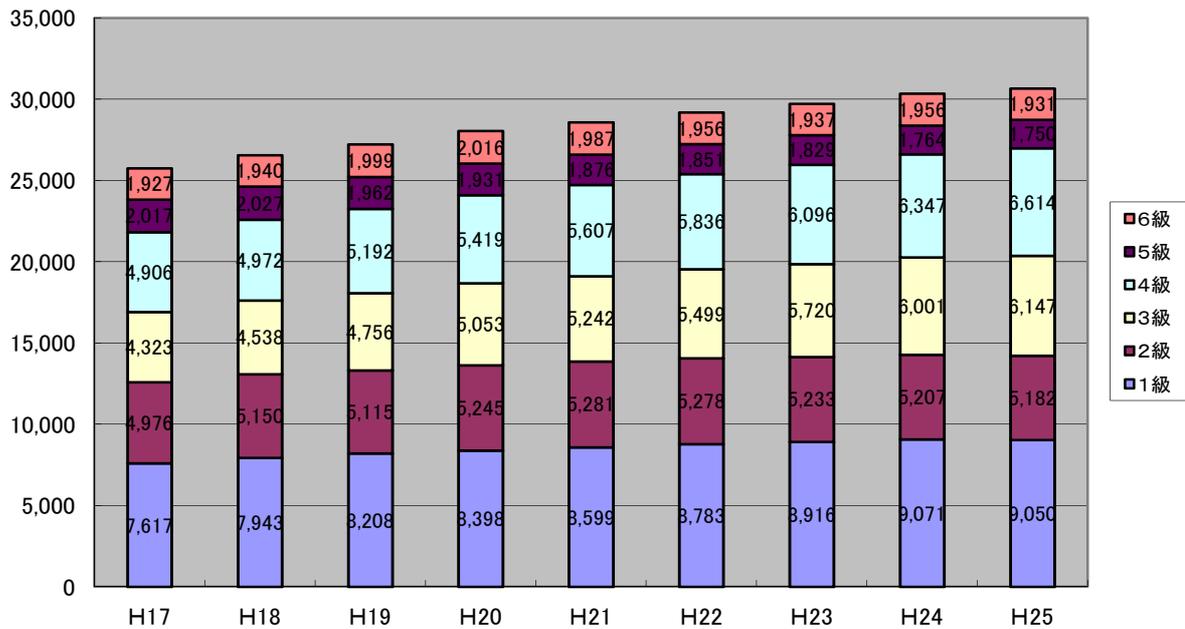
（単位：人〔各年度末〕）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
18歳未満	444	447	425	419	417	421	425	425	433
18～64歳	8,205	8,149	8,190	8,177	8,205	8,396	8,333	8,160	7,993
65歳以上	17,117	17,974	18,617	19,466	19,970	20,386	20,973	21,761	22,248
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

②等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると、1級及び2級の重度の障がいがある人が半数近くを占めています。

図表1-2等級別身体障害者手帳所持者の推移



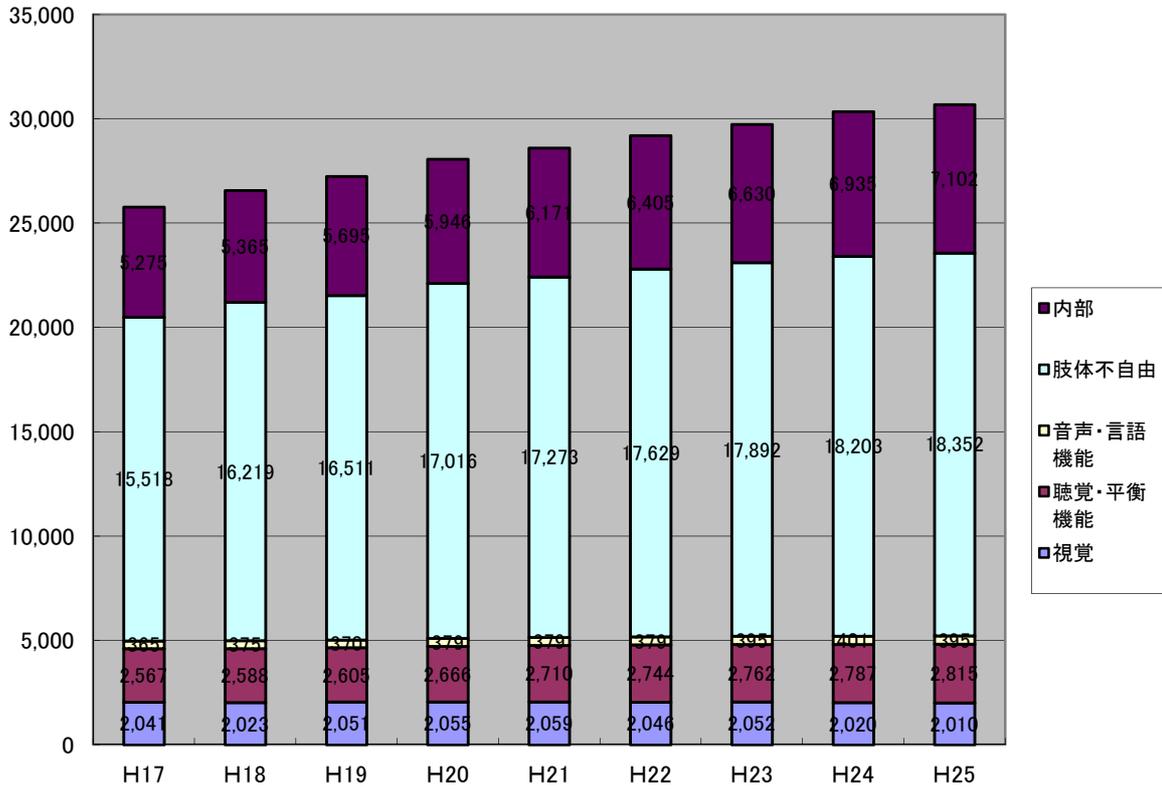
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	7,617	7,943	8,208	8,398	8,599	8,783	8,916	9,071	9,050
2級	4,976	5,150	5,115	5,245	5,281	5,278	5,233	5,207	5,182
3級	4,323	4,538	4,756	5,053	5,242	5,499	5,720	6,001	6,147
4級	4,906	4,972	5,192	5,419	5,607	5,836	6,096	6,347	6,614
5級	2,017	2,027	1,962	1,931	1,876	1,851	1,829	1,764	1,750
6級	1,927	1,940	1,999	2,016	1,987	1,956	1,937	1,956	1,931
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

③障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、「肢体不自由者」の割合が最も高く、約6割を占めています。

図表1-3障がい別身体障害者手帳所持者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

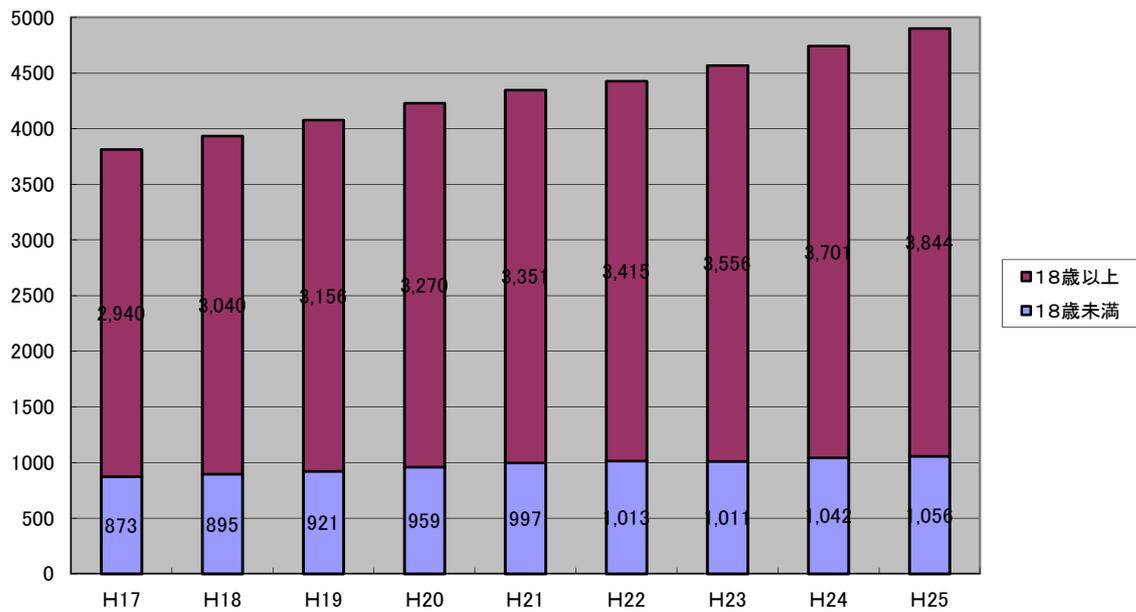
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
視覚障がい	2,041	2,023	2,051	2,055	2,059	2,046	2,052	2,020	2,010
聴覚・平衡機能障がい	2,567	2,588	2,605	2,666	2,710	2,744	2,762	2,787	2,815
音声・言語機能障がい	365	375	370	379	379	379	395	401	395
肢体不自由	15,518	16,219	16,511	17,016	17,273	17,629	17,892	18,203	18,352
内部障がい	5,275	5,365	5,695	5,946	6,171	6,405	6,630	6,935	7,102
合計	25,766	26,570	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674

【知的障がいのある人】

①療育手帳所持者の推移

ここ2年間は18歳未満・以上それぞれ年齢別において数%ずつ所持者が増えています。

図表1-4療育手帳所持者の推移



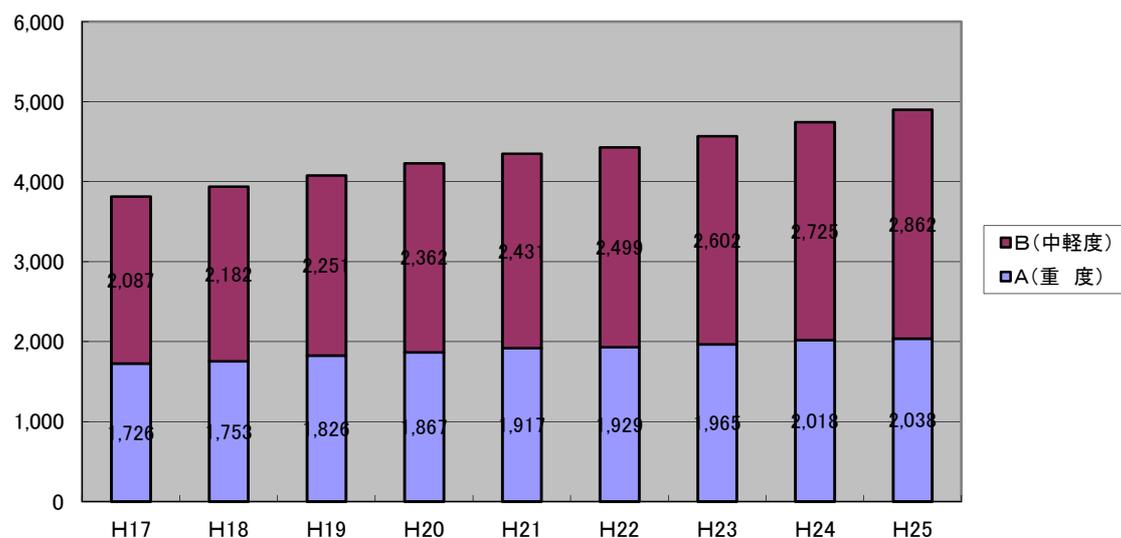
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
18歳未満	873	895	921	959	997	1,013	1,011	1,042	1,056
18歳以上	2,940	3,040	3,156	3,270	3,351	3,415	3,556	3,701	3,844
合計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900

②障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況を見ると、B（中程度）の手帳所持者の割合が高く、ここ数年は数%ずつ増えています。

図表1-5障がい程度別療育手帳所持者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

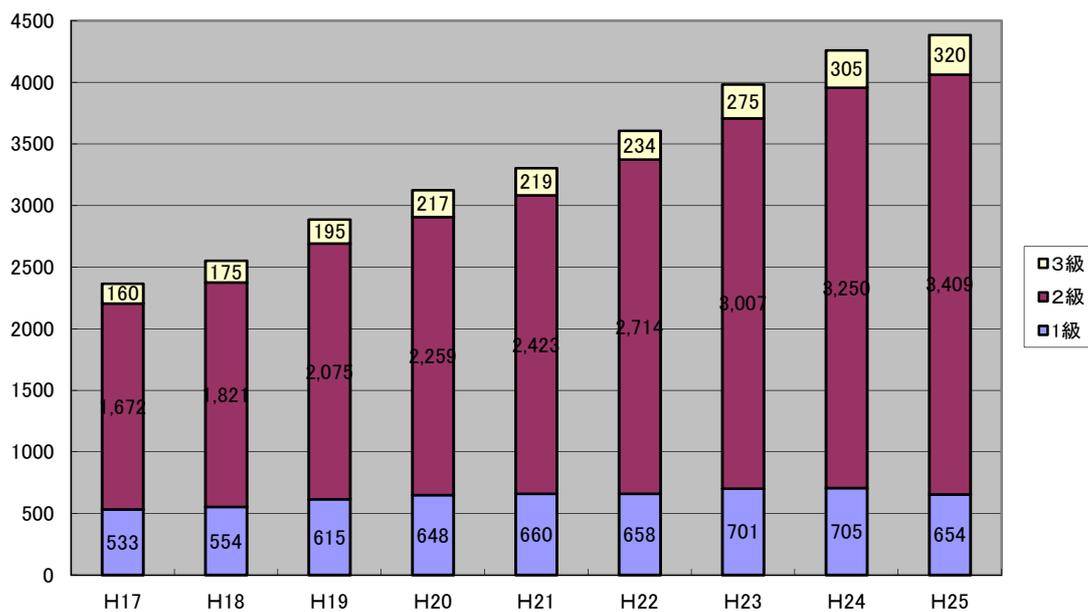
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A(重 度)	1,726	1,753	1,826	1,867	1,917	1,929	1,965	2,018	2,038
B(中軽度)	2,087	2,182	2,251	2,362	2,431	2,499	2,602	2,725	2,862
合計	3,813	3,935	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900

【精神障がいのある人】

①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、等級別では2級の手帳所持者が平成25年度で77.8%となっており、全体に占める割合、増加率とも高くなっています。

図表1-6精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



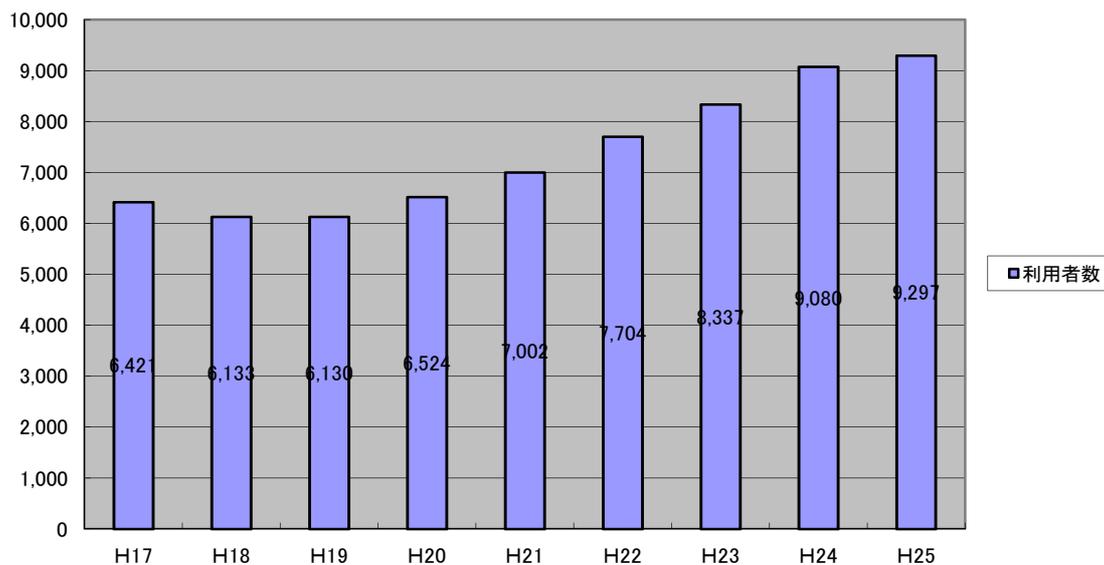
(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	533	554	615	648	660	658	701	705	654
2級	1,672	1,821	2,075	2,259	2,423	2,714	3,007	3,250	3,409
3級	160	175	195	217	219	234	275	305	320
合計	2,365	2,550	2,885	3,124	3,302	3,606	3,983	4,260	4,383

②自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスで、多くの方が受給されているので、現状を表す有効な指標として下表に示しています。

図表1-7自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



(単位：人〔各年度末〕)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	6,421	6,133	6,130	6,524	7,002	7,704	8,337	9,080	9,297

【発達障がいのある人】

※発達障がいの方の実数については統計がありませんので、掲載していません。

【難病患者】

○特定疾患医療受給者証交付数（特定疾患医療費助成を受けている人）

平成 25 年度より障害者総合支援法において難病が障がいの範囲に加えられたことから、特定疾患医療受給者証交付数を示しています。

（単位：人〔各年度末〕）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
交付数	4,143	4,344	4,553	4,876	5,245	5,579	5,965	6,202	6,406

※ 難病患者の実数については統計がありませんので、そのうち特定疾患医療受給者証交付数を掲載しています。（難病については、平成 25 年度より障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました）

8 新潟市における障がいのある人のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」および障害者総合支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」を策定するにあたり、市域における障がいのある人の実態やニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

なお、アンケートの詳細は新潟市ホームページに掲載しています。

(1) 調査の基本概要

- ① 調査地域 新潟市域
- ② 基準日 平成 26 年 7 月 24 日

種別	母数	対象者数	回答数	回収率	対象者の選定方法
身体	30,789 人	3,078 人	1,743 人	56.6%	身体障害者手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
知的	4,941 人	494 人	307 人	62.1%	療育手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
精神	4,738 人	473 人	268 人	56.7%	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出【母数の 1 割】
種別不明			38 人		
小計	40,468 人	4,045 人	2,356 人	58.2%	
発達	801 人	80 人	245 人	33.4%	J01N(※)の平成 25 年度利用者から無作為抽出【母数の 1 割】
難病	6,538 人	653 人			特定疾患医療受給者証交付者から無作為抽出【母数の 1 割】
合計	47,807 人	4,778 人	2,601 人	54.4%	

※J01N…新潟市発達障がい支援センター

《参考：過去のアンケート有効回収率》

- 平成 17 年 11 月 56.9%
- 平成 23 年 11 月 62.0%

(2) 施策に対する改善・拡充について（アンケート集計結果 ※あてはまるものすべて回答）

項目名	全体	身体・65歳以上	身体・65歳未満	療育	精神	重複	発達難病 (手帳なし)
相談支援体制	16.0%	12.5%	15.9%	27.4%	30.5%	21.0%	20.8%
居住サービス	8.9%	6.1%	10.3%	16.2%	14.6%	15.3%	5.3%
外出サービス	9.8%	10.4%	8.9%	12.2%	8.8%	15.3%	4.5%
通所サービス	7.0%	6.6%	4.4%	11.7%	6.6%	18.5%	2.9%
入所サービス	9.8%	10.1%	6.5%	15.7%	6.6%	21.0%	4.9%
経済的負担の軽減	33.1%	29.6%	41.5%	34.5%	46.9%	37.1%	40.0%
雇用促進就労支援	10.1%	1.7%	17.9%	22.3%	33.2%	9.7%	15.5%
コミュニケーション支援	5.9%	3.5%	5.8%	11.2%	16.4%	5.6%	8.2%
スポーツ文化余暇活動	6.5%	3.8%	8.2%	17.8%	9.3%	9.7%	5.3%
障がい予防早期発見早期対応	8.8%	6.9%	9.3%	11.2%	18.6%	9.7%	13.9%
就学前療育	1.7%	0.3%	1.4%	7.6%	3.5%	4.0%	2.9%
学校教育	3.7%	0.4%	5.8%	11.7%	8.4%	8.9%	6.5%
放課後活動	2.4%	0.2%	1.4%	13.7%	3.1%	10.5%	2.4%
道路交通建物のバリアフリー	17.8%	18.5%	30.3%	5.6%	11.1%	17.7%	11.8%
防災対策	8.3%	9.0%	11.2%	5.1%	5.3%	8.9%	4.9%
ボランティア活動	3.4%	1.9%	4.7%	5.1%	6.2%	8.1%	2.9%
介護者へのサポート	9.3%	10.4%	7.2%	10.7%	7.1%	16.1%	11.0%
障がい者の権利擁護	11.1%	8.2%	13.5%	13.2%	24.3%	15.3%	5.7%
その他	4.2%	3.5%	4.4%	5.1%	8.8%	4.8%	3.7%

人数 2,356人 1,187人 429人 197人 226人 124人 193人

 : 1位
 : 2位
 : 3位

数字を四角囲み：3位までに入らないが、15%を超えているもの

アンケートの分析について

平成27年度からの新潟市における障がい福祉施策への取り組みを進める上で最も中心的な設問である「施策に対する改善・拡充について」の回答結果から、以下のことが明らかとなりました。

- ◇ 全体の集計結果では、回答の多い順に、「経済的負担の軽減」(33.1%)、「道路・交通・建物のバリアフリー」(17.8%)、「相談支援体制」(16.0%)となりました。
- ◇ しかしながら、回答者の約半数を占めている、65歳以上の身体障害者手帳所持者の回答が全体の傾向に大きく影響していることが考えられます。
- ◇ そこで、アンケート回答者を、①65歳以上の身体障害者手帳保持者、②65歳未満の身体障害者手帳保持者、③療育手帳保持者、④精神障害者保健福祉手帳保持者、⑤複数の障害者手帳保持者とに分けて集計し、また、⑥発達障がいあるいは難病患者といった手帳を所持していない(手帳なし)グループの結果も参考として示しました。
- ◇ この比較の結果、「経済的負担の軽減」に○をつけた人が最も多いことには変わりはありませんが、年齢及び障がい種別によって、改善ないし拡充してほしいと思うことは異なることが明らかとなりました。
- ◇ 身体障害・65歳以上では、「雇用促進・就労支援」をあげた人は非常に少ないが(1.7%)、複数手帳所持者を除いて、他のグループでこの項目に○をつけた人は、精神障害者保健福祉手帳のグループの33.2%をはじめとして、高い割合となっています。
- ◇ また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、複数の手帳所持者、手帳なしの4つのグループでは、「相談支援体制」をあげた人の割合が20%を超えています。
これらのことから、次のようなことが考えられます。
- ◇ 直接的な現金支給を導入し「経済的負担の軽減」を目指すことが難しいとすれば、「雇用促進・就労支援」をさらに充実することによって、経済基盤の充実を目指すことが求められます。
- ◇ また、新潟市障がい者施策審議会において、障害基礎年金等の制度が知られていない結果、障がいのある人に不利益が生じているとの意見がありました。この指摘とアンケート結果を照らし合わせると、例えば、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経済的負担の軽減」(34.5%、46.9%)と「相談支援体制」(27.4%、30.5%)の割合がどちらも高いことから、改善・拡充が求められている「相談支援体制」では、経済状況を含めた日常生活全般の相談支援を実施していく必要があります。

以上、ここでは「施策に対する改善・拡充について」の結果をとりあげましたが、今後の施策を検討する上で、以下のようにアンケート結果を活用することが重要であると考えます。

- ◇ 年齢あるいは障がい種別、また、その他の属性の違いによる集計結果を継続的に検討し、アンケート結果から把握できる障がいのある市民のニーズという根拠に基づいた施策を実施すること。
- ◇ 集計になじまない内容、具体的には「あなたは障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますか」に記載された自由回答については、行政職員や福祉あるいは医療従事者などへの研修教材としての活用を検討すること。

《協力：にいがた自立生活研究会》

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

○現状と課題

本市では、これまでは全区に相談支援事業者を、また4つの区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障害福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者から構成する地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

これからはさらに様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

一方で、精神障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しており、1つの機関だけでは十分に対応しきれないことがあります。そのため、相談員には精神疾患や障がいに関し、より専門的な知識や支援技術が求められています。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

○施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後は、障がいのある人等の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター機能を構築し、困難事例や広域的な調整に対応します。さらに、当センターでは、地域移行・地域定着に関すること、相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、差別解消などにも取り組めます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用や、適切な医療の提供に繋がるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいへの支援については、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れない支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。また、ひきこもりの実態把握調査等によりひきこもりの現状把握を行い、支援体制の在り方を検討します。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

○主な事業

- 基幹相談支援センター
- 障がい者相談員設置
- 精神保健福祉相談事業
- こころの健康推進事業
- 居住サポート事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 地域自立支援協議会の運営
- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
- 発達障がい支援センター事業
- ひきこもり相談支援センター事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営
- 療育事業（療育教室）
- 専門医による発達相談

- 難病患者への訪問指導
- 児童相談所相談・支援事業
- 保育所等訪問支援

(2) 在宅サービスの充実

○現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

また、障がいのある人が地域で生活していく上での、住居の確保も大きな課題となっています。

ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、市内の多くの事業所は空床利用型や併設型となっており、利用定員が限られているため、空室の不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

○施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者にとって、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠であり、今後もサービスの利用状況を踏まえながら、サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

○主な事業

- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）
- 短期入所給付費（ショートステイ）
- 共同生活援助給付費（グループホーム）
- 生活介護給付費
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 居住サポート事業（再掲）
- 生活サポート事業
- 日常生活用具給付事業
- 補装具費支給事業
- 障がい者紙おむつ支給事業
- 在宅難病患者紙おむつ支給事業

- 難病患者等居宅生活支援事業
- 難病患者等夜間看護サービス事業
- 身体障がい者福祉電話設置事業
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業

(3) 経済的な支援

○現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のものも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当の制度に関する情報を提供するなど、制度周知・受給支援に努め、手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障害福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

○主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 新潟市重度心身障がい者福祉手当
- 在宅難病患者看護手当支給事業
- 心身障害者扶養共済制度
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 障がい者等施設通所費助成事業
- 重度障がい者医療費助成
- 自立支援医療（更生医療）の給付

- 自立支援医療（育成医療）の給付
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障害福祉サービス利用者負担額軽減事業
- 人工透析患者通院費助成事業

（4）サービス基盤の充実

○現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の方が入所しており、地域での生活が可能な障がいのある人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

さらに、特別支援学校卒業生が増加傾向にある中、日中活動系事業者が地域によって偏りがあることや、グループホームや重症心身障がい者及び強度行動障がい者が利用できる事業所・行動援護事業所・ショートステイが不足していることも課題です。

また、精神障がいのある人の地域移行については、精神科病院が行う退院促進の取組みの受け手となる地域の人的、物的資源の充実が重要となります。そのためには、行政機関、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所が一体となって取組む体制が求められます。

○施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、グループホームなどサービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、グループホーム体験訓練の場など地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めるとともに、重症心身障がい者や強度行動障がい者が利用できる事業所・行動援護事業所・ショートステイなど特に不足している施設の整備を図ります。

また、施設入所待機者の解消に向けた施設整備など継続的に推進していくための検討を行います。

精神障がいのある人の円滑な地域移行・地域定着に向けて、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」において、地域移行の推進に向けた支援の在り方について検討します。また、行政機関、精神科病院、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。

○主な事業

- 障がい者施設・事業所の整備
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- 精神障がい者地域生活支援施設補助金
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- 居宅介護等給付費（ホームヘルプサービス）（再掲）
- 短期入所給付費（ショートステイ）（再掲）
- 共同生活援助給付費（グループホーム）（再掲）
- 生活介護給付費（再掲）
- 福祉ホームへの支援

(5) 地域生活を支える人づくり

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○施策の方向性

障がいのある人やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。

今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

○主な事業

- 精神障がい者デイケア
- 精神障がい者家族教室
- 精神保健福祉ボランティア講座
- 精神保健福祉人材育成事業
- 地域自立支援協議会の運営（再掲）

(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

○現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援を行っています。

また「福祉をかえる『アート化』セミナー」を開催し、障がいのある人がアート活動に取り組むための支援を行っています。今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、動物と触れ合うなど様々な取組みを検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無に関わらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組みを推進していきます。

障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図るため、スポーツを競技として楽しむために、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、パラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

○主な事業

- 福祉バスの運行
- 新潟市障がい者大運動会
- 障がい者スポーツ体制の充実
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
- 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給
- 障がい者福祉センター事業
- 障がい者アート支援事業

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

○現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話奉仕員・要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（カセットテープ版・デイジー版・一般CD版）を作成し、希望者に郵送するほか、広報テレビ番組に手話通訳を付け、障がいのある人に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話奉仕員や要約筆記（パソコン）奉仕員の確保が課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

○施策の方向性

障がいのある人が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人に対して、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣や養成を行い、地域で障がいのある人を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます

また、インターネット、携帯電話などのITを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある方や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

○主な事業

- コミュニケーション支援事業
- 点訳推進事業
- 音声訳推進事業
- 手話奉仕員・要約筆記者奉仕員養成事業
- 手話通訳者設置事業
- 福祉サービスガイドブックの発行
- 点字・声の広報
- 手話付き広報テレビ
- ホームページによる情報発信
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

○現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1

歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、障がいの早期気づきと相談支援に努めていますが、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行ってきました。

幼児ことばとこころの相談センターでは、利用を希望する対象者が多く速やかな対応が困難となっています。

また、こころの健康センター、区役所、地域保健福祉センターでは、精神疾患や受診に関する相談に応じて訪問支援も実施しています。しかし、学齢期・思春期には、様々な精神疾患が発症することから、教育機関への精神保健に関する普及啓発が課題です。また、初期の段階での精神の疾患の見極めは困難であり、適切な医療につながりにくい現状があります。さらに近年は緊急の受診を必要とする相談も増えており、その対応も課題となっています。

成人に対しては、脳血管疾患等生活習慣病の悪化による機能低下を予防するため、各種の健康診査や保健指導を実施しています。

○施策の方向性

今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。

また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実に努めます。

学齢期における精神疾患の支援について教育機関を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討します。

児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業を展開します。

児童発達支援センター「ひしのみ園」と「幼児ことばとこころの相談センター」の機能を一元化し専門機能を強化させた、療育事業の中核的機関として児童発達支援センター「こころん」を設置し、ことばや発達に遅れのみられる子への相談支援、早期療育を行います。

○主な事業

- 乳幼児健康診査

- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 訪問指導事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 児童相談所相談・支援事業（再掲）
- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 専門医による発達相談（再掲）
- ひきこもり相談支援センター事業（再掲）
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援（再掲）

(2) 医療およびリハビリテーションの充実

○現状と課題

医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い、行政での指導の必要性は減少していることから、機能訓練事業に代わり、相談・指導が必要な方には、理学療法士等が健康相談等で対応をしています。

○施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がいのある人の地域社会への参加・参画を支援します。

また、様々な脳疾患により高次脳機能障がいを有する人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

○主な事業

- 療養介護給付費
- 医療型児童発達支援
- 重度障がい者医療費助成（再掲）
- 自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）

- 自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 精神保健福祉調査研究事業
- 口腔保健福祉センター事業

(3) 精神保健と医療施策の推進

○現状と課題

精神障がいのある人の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

社会の複雑化や超高齢社会の到来により、地域の支え合い力や家族力の低下が指摘されており、精神障がいのある人の支援においても新たな体制づくりが求められています。また、本市の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では最も高い水準にあります。

精神科救急については、平成26年3月に県と共同で精神科救急情報センターを開設し、平成26年4月から、夜間の精神科救急医療体制の県内完全2ブロック化を実施しました。

そのほか、平成26年3月に策定した新潟市医療計画では、本市の精神科医療について、入院が長期化している傾向があること、身体合併症に対応できる医療機関に限られること、アルコール依存症の治療を行う医療機関が少なく、薬物依存症の治療を行う医療機関がないことなどの課題があげられています。

○施策の方向性

市民にとってもっとも身近な窓口である区役所と、精神保健福祉に関する総合的技術センターであるところの健康センターの連携を軸とし、精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等を含めた実効性のある連携体制を構築します。また、複雑多様化する精神疾患に対応するために、関係職員を対象とした専門的な研修を実施します。

自殺対策としては、新潟市自殺総合対策行動計画に基づいて、引き続きセーフティネットの構築に努めるとともに、自殺未遂者などハイリスク者の支援を強化します。

医療については、新潟市医療計画に基づき、新たな長期入院者を生まない体制づくりに向けての取り組みを推進します。また、精神科救急情報センターの機能を強化するとともに、平日日中の救急体制や、精神科病院と精神科診療所

の協力体制について検討します。身体合併症に対応できるよう、精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築を図ります。

依存症などの専門医療については、医療だけでなく保健及び福祉サービスとの連携により、総合的な医療提供体制の強化を図ります。

○主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 精神保健福祉調査研究事業（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 重度障がい者医療費助成（再掲）

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

○現状と課題

就学前の障がいのある子どもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、子どもの心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を獲得することに努めています。

各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや心身の発達に気になる状況がみられる就学前の子どもに対する発達支援を行っていますが、相談支援の希望者が多く速やかな対応が困難となっています。

○施策の方向性

障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、発達障がい支援センター、児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援に繋がる取り組みの充実に努めます。

市内保育所における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による保育所職員の資質向上や保育所への専

門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。

また、市内すべての保育所で障がいのある子どもの受け入れ体制を整備しています。

○主な事業

- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 発達支援コーディネーターの養成
- 巡回支援専門員の配置
- 児童発達支援（再掲）
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 保育所等訪問支援（再掲）

(2) 学校教育の充実

○現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と共に合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員の理解の促進と協力体制の構築ならびに、さらに指導力の向上が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

○施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。

また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として介助員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実を努めていきます。

○主な事業

(3) 放課後等活動の充実

○現状と課題

障がいのある子どもに対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業や放課後支援事業を行い、子どもたちの健全育成を図りました。

しかし、長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受け入れ拡大を検討していく必要があります。

○施策の方向性

放課後等デイサービスなどの放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。

また、福祉施設などにおける日中一時支援事業、ひまわりクラブでの障がい児の受け入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に努めます。

○主な事業

- 障がい児放課後支援事業
- 日中一時支援事業（再掲）
- 放課後等デイサービス事業

□ 児童発達支援（再掲）

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

○現状と課題

障がい者雇用については、障害者雇用促進法に雇用率の定めがあり、平成25年の見直しでは、民間企業においては1.8%から2.0%に、地方公共団体にあつては2.1%から2.3%に引き上げられました。

こうした法改正等により障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加しています。とりわけ、精神障がいのある人の件数は、大幅に増加しています。

本市においても、第3期新潟市障がい福祉計画における福祉施設から一般就労への移行者は、H26年度末に72名とする目標に対し、H25年度末には既に101名に達しました。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、H25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設したことにより、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援が可能となりました。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後の定着や、雇用率未達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、難病患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

○施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させると共に、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

職場の定着支援については、障がい者雇用奨励助成金を引き続き支給すると共に、H26年2月に結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”」とも連携し、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。

また、本市が農業分野において国家戦略特区に指定されたことを踏まえ、農

業など地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

○主な事業

- 就労移行支援給付費
- 障がい者雇用奨励助成金の交付
- 障がい者就労施設等からの優先調達
- 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業（再掲）
- 障がい者就業支援センター事業

(2) 福祉施設等への就労の支援

○現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給や、地域活動支援センターへの運営費補助を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいては、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能も提供してきました。

しかし、多くの事業所では商品開発や製作能力、販路に限界があることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、NEXT21にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績は横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

○施策の方向性

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出に繋がるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

○主な事業

- 授産製品の展示販売の支援
- 就労継続支援給付費
- 障がい者施設・事業所の整備（再掲）

- 地域活動支援センターへの支援（再掲）

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減したり取り除き、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。

本市では、障がいのある人やその同居家族に対し、住宅環境を改善するため、障がいのある人の専用居室等の新・増築、改築、改造、購入のために障がい者住宅整備資金融資を行っています。また、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

これからも、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

○主な事業

- 障がい者住宅整備資金融資
- 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備
- 障がい者が自立し安心して暮らせる住環境の創出
- 居住サポート事業（再掲）
- 空き家活用リフォーム推進モデル事業（障がい者グループホームの整備・障がい者世帯の住み替え）

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

○現状と課題

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建

物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

今後は、障がいのある人や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

○主な事業

- 安全に通行できる歩道空間の確保
- 無電柱化推進事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業

(3) 防災対策および災害時支援体制の整備

○現状と課題

安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度の障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

消防局の「消防情報システム」に登録するなどして、出動した各消防隊へ速やかに情報を共有することにより、安全・迅速・確実な消防救助活動が行われています。

また、聴覚等に障がいがあり、口頭による119番通報が困難な方々に対し、ファックスやメールによる119番通報を可能とした緊急通報システムを確立しています。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である方の名簿として「災害時要援護者名簿」の提供を行っていますが、同組織等に対して避難支援が適切に行えることを確認していただくことや支援体制作りを行うよう指導していきます。

○施策の方向性

高齢者や障がいのある人、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避

難支援体制が図れるように、災害時要援護者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

○主な事業

- 災害時要援護者対策事業
- にいがた防災メールの配信
- 福祉避難所開設と災害時支援体制の整備
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）

(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

○現状と課題

近年、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

○施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人及び家族に対する犯罪被害や消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、犯罪事例や障がいのある人を対象にした被害事例を提供します。

○主な事業

- 苦情処理・消費生活相談事業
- 消費者啓発情報提供事業

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

○現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、いまだ、社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

○施策の方向性

現在、本市では、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とした「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の制定に向け検討を重ねています。

この条例では、障がいを理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める周知啓発・研修を実施することや条例推進会議の設置、事後対応策として相談・紛争解決機関の設置などを定めています。これらの取組みを推進することで、障がいを理由とした差別の解消等を図り、共生社会を実現していきます。

○主な事業

- 基幹相談支援センター（再掲）

(2) 権利擁護の推進

○現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がいのある人や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

○施策の方向性

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別等に速やかに対応します。

障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、制度の普及に努めます。

また、障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。

○主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 基幹相談支援センター（再掲）
- 法律相談の実施
- 日常生活自立支援事業
- 障がい者虐待防止対策事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

○現状と課題

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の検討基礎資料とすることを目的として、平成25年4月～6月にかけて市民を対象に障がいを理由とした生きづらさ・差別事例の募集を行ったところ、91通・167件の事例が寄せられました。募集事例の中には、障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解により、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースが多くありました。

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

○施策の方向性

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、障がいのある人を対象に行った計画策定に係るアンケート調査では「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の認知度は、非常に低い結果となっています。今後はより一層の周知・普及を図り、各種障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組みを行います。

市民への啓発事業として「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、障がいや障がいのある人への関心や理解を深めるイベントを実施しています。

学校教育においても、副読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○主な事業

- 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）

- 市民健康福祉まつり

(4) 福祉教育の推進

○現状と課題

本市では、学校教育等を通じて、障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、さらに充実が必要です。そのために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会や、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

○施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学びあう機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場や居住地校交流の場を設けるなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのある子ども・障がいのある人の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や手話、車いす等）をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。

○主な事業

- 「福祉副読本」の作成

(5) ボランティア活動の支援・推進

○現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

○施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。また、ボランティアに関心のある市民が、継続してボランティア活動に参加できる仕組みを検討していきます。

○主な事業

- 精神保健福祉ボランティア講座（再掲）
- 精神保健福祉人材育成事業（再掲）
- 障がい者福祉センター事業（再掲）

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障がいのある人のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、それらの団体や学識経験者等と連携を十分図ります。

個別の状況や具体的な課題について、保健・医療・福祉等の大学や地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い、障がいのある人一人ひとりのニーズを正確に把握し、障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

3 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、新潟市障がい者施策審議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行い、その施策の実施状況について監視します。

また、施策の実施・推進にあたっては、障がいのある人が参加・参画する機会を設け、その他の関係者の意見を含めて十分に聴き取り、その意見を尊重し、各種障がい者施策に反映させていきます。

○ 主な事業

- 地域自立支援協議会の運営（再掲）
- 新潟市障がい者施策審議会の運営